

○奈良県肝炎対策推進協議会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第五十四号

改正 平成三〇年三月三〇日規則第四八号

奈良県肝炎対策推進協議会規則をここに公布する。

奈良県肝炎対策推進協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県肝炎対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 肝疾患に関する専門医療機関を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 一般社団法人奈良県医師会を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 三 一般社団法人奈良県病院協会を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 四 公益社団法人奈良県看護協会を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 五 奈良県市長会を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 六 奈良県町村会を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 七 奈良市保健所を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 八 保健所長のうちから知事が任命するもの
- 九 福祉医療部医療政策局長
- 十 肝炎患者(ウイルスに感染した者を含む。)及びその家族又は遺族を代表する者のうちから知事が委嘱するもの

(平三〇規則四八・一部改正)

(会長)

第三条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 協議会の庶務は、福祉医療部医療政策局疾病対策課において処理する。

(平三〇規則四八・一部改正)

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第四八号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。